

規約

1. 契約の成立

第2回 生活期 医療・介護イノベーションフォーラム 2026 IN NAGOYA（以下、「本展示会」という）への企業ブース出展（以下、「本出展」という）の契約は、出展者がオンラインにて出展申込を完了し、主催者がそれを受領した時点をもって、本出展の契約が成立するものとします。

2. 出展料に含まれるもの

- (1) 出展小間スペース
- (2) 社名板、会議机、パイプ椅子、展示机（会議机1本／白布無し）

3. 小間の転貸などの禁止

出展者は、自社分の小間を主催者の承諾なしに転貸、売買、交換または譲渡することはできないものとします。

4. 共同出展者の取扱い

2社以上が共同で出展する場合、1社が代表して申し込み、共同出展する社名などを申込時に主催者へ通知するものとします。また共同出展する場合の出展料および関連費用は、代表出展者に対して請求し、代表出展者が一括して支払うものとします。

5. 出展物の設置及び撤去

出展者は、主催者の定めるスケジュールに沿って小間内の装飾、および出展物の搬入・搬出を行わなければならぬものとします。会期中の出展物の搬入・移動・搬出の必要が発生した場合は、主催者の承認を得た後、作業を行うものとします。

6. 展示場の使用

- (1) 出展者は、宣伝・営業活動をすべて展示小間の中に限るものとします。
- (2) 各出展者は、宣伝活動のために小間近辺の通路が混雑することのないよう責任を負うものとします。
- (3) 装飾物などいかなるものも、割り当てられた面積の範囲を超えてはならないものとします。
- (4) 主催者は、その音、操作方法、材料またはその他の理由から問題があると判断した装飾物・展示物など、本展示会の目的に沿わないすべての行為を禁止または撤去する権限を有するものとします。

上記の制限または撤去が行われた場合、主催者は出展者に対し、いかなる返金またはその他の関連費用負担の責を負わないものとします。

7. 出展物の管理と免責

主催者は、本展示会場の管理・保全について事故防止に最善の注意を払いますが、あらゆる原因から生ずる各出展物の損失または損害についてその責任を負いません。ただし、主催者の故意または重過失による場合はこの限りではありません。

8. 保証条項

出展者は主催者に対し、本展示会の出展品またはこれに関連する出展品についての印刷物その他の媒体が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害するものでないことを保証するものとしま

す。

9. 出展者の義務

- (1) 出展者は主催者に対し、本出展に関する行為が第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張があった場合、速やかに自己の責任において第三者との紛議を解決し、本展示会の正常かつ円滑な進行を妨げない義務を負うものとします。
- (2) 団体出展の場合の責任者も、当該団体の構成員である出展者に対する第三者からの知的財産権侵害のクレームについて、前項と同様の義務を負うものとします。

10. 損害賠償

- (1) 出展者は、自己またはその代理人の不注意その他によって生じた、会場設備または本展示会の建造物、もしくは人身等に対する一切の損失について責任を負うものとします。
- (2) 出展者は主催者に対し、以下の場合にはその請求に起因する訴訟から生じた訴訟費用、債務（弁護士報酬を含む）、必要経費および損害賠償について主催者に補償する義務を負うことに同意するものとします。
- ① 本出展に関する行為が、第三者の商標権、意匠権、特許権、実用新案権その他の知的財産権を侵害しているとの主張に基づき、主催者に対して訴訟が提起された場合（出展者とともに被告とされた場合を含む）。
- ② ①の訴訟において、主催者が判決、または裁判上もしくは裁判外の和解において損害賠償義務を負うことになった場合（和解について、主催者は出展者の意思に拘束されないものとします）。

11. 小間位置の決定

出展企業の小間位置は、出展内容、会場仕様等を勘案し、主催者が決定いたします。（小間位置の不服を理由とする出展の取消はできません。）

12. 本展示会の中止・中断・変更

- (1) 以下の場合により、主催者は本展示会の開催および継続が不可能または困難であると判断した場合、本展示会を中止、中断、会期の短縮および会期日程や会場の変更をすることがあります。
- ① 本展示会が開催される土地建物が利用できなくなった場合、および開催に不適切と主催者が判断した場合。
- ② 政府、行政および公的機関によるイベントの自粛要請、自粛命令、中止要請、中止命令などにより主催者が開催は適切でないと判断した場合。
- ③ 不可抗力的事由により開催ができなくなった場合または開催が適切ではないと主催者が判断した場合。
- (2) 前項の不可抗力的事由とは、台風、豪雨、暴風、水害、地震などを含む天災地変、疫病、公衆衛生リスク、交通機関の遅延・運休、戦争、内乱、テロ、ストライキその他、主催者の責めによらない事由を指します。
- (3) 出展者はいかなる場合でも、その決定により被った損害を主催者に対して請求できないものとします。また主催者はいかなる場合でも、これによって生じる損害、費用の増加、その他出展者に生じた不利益について責任を負わないものとします。
- (4) 主催者が会期前または会期開始後に中止・中断と判断した場合、お申込みいただいた出展料はそれまでにかかった合理的な経費を差し引き返金いたします。
- (5) (4)において、既に出展料をご入金いただいている場合は出展料からそれまでにかかった経費を引いた金額を返金いたします。未入金の場合は、出展料の請求書を破棄し、別途それまでにかかった経費について請求いたします。出展者は指定期日までにお振込みください。

13. 出展料金支払い方法

出展者は主催者が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに出展料およびそれに付随するオプション代金を支払うものとします。支払いは、主催者が請求書に記載した指定口座に日本円で行うものとします。約束手形・小切手等の取扱いはいたしません。

14. 出展の変更または解約について

(1) 申込内容に誤記その他軽微な変更がある場合は、主催者が適当と認めた範囲において修正を受け付けます。ただし、出展者による任意の内容変更（小間位置、装飾、社名表示等を含むがこれに限られない）は、主催者の判断により認められる場合を除き、原則としてできないものとします。

(2) 出展者による申込後の取消は原則としてできません。但し、主催者がやむを得ないと判断した場合は取消を認め、次の基準で解約料を支払うものとします。

【解約料率】2025年12月1日以降 100%

※書面による解約通知を事務局が受領した日を基準とします。

※解約料は、主催者が発行する請求書に基づき、請求書記載の期日までに支払うものとします。

15. 反社会的勢力の排除

(1) 出展者および主催者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、その他これに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(2) 出展者および主催者は、相手方が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、ただちに本契約を解除することができ、解除により相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しないものとします。

① 相手方または相手方の役員が反社会的勢力に該当すると認められるとき

② 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき

③ 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき

④ 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

⑤ 相手方または相手方の役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

⑥ 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力、風説の流布、偽計または威力を用いた信用毀損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

(3) 出展者および主催者は、自己が前項各号に該当したために相手方が本契約を解除した場合、相手方に生じた損害を賠償しなければならないものとします。

16. 査証の取得

海外の出展者が、査証の取得を必要とする場合は、招聘保証書・招聘理由書を含む必要書類を出展者の責任において作成し、手続きを行うものとします。主催者は原則として、日本国外務省が定める書式の招聘保証書・招聘理由書を出展者に発行しないものとします。また、日本国大使館または領事館から査証が発給されず、出展者が出展できなかったことによる一切の損害について、主催者は何らの責任を負いません。

17. 規定の遵守

出展者は、主催者が定める一連の規約を遵守することに同意するものとします。

18. 規約の変更と追加

出展者は、この規約に定められていない事項、またはこの規約の条項について疑義が生じた場合は、主催者の決定に従うものとします。主催者は、出展者に通知の上、この規約を改訂あるいは追補できる権利を有するものとします。

19. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

20. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、名古屋地方裁判所とします。

2025年8月27日制定